

報告第 4 号

令和元年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度川崎市卸売市場事業特別会計の繰越明許費繰越額について次のとおり報告する。

令和2年 6 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

令和元年度 川崎市卸売市場

事業特別会計繰越明許費繰越計算書

1 地方自治法第213条第1項の規定による繰越額

款	項	事業名	金額
卸売市場 1 事業費	2施設整備費	北部市場施設整備事業	30,977,000
		南部市場施設整備事業	52,762,000
	合計		83,739,000

翌年度 繰越額	左の財源内訳				繰入金
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
30,976,180	1,976,180	-	29,000,000	-	-
38,341,140	38,341,140	-	-	-	-
69,317,320	40,317,320	-	29,000,000	-	-